

【アドバンス受講要件】\*MIND インスティテュート設定による

## ESDM 認定セラピスト申請資格/アドバンス受講要件 (ESDM Certification Program)

- (1) 生後 12 ヶ月～48 か月の子供に定期的にセラピーセッションを提供している。  
(例：週に最低 3 人程度の子供の指導を担当している 等)
- (2) 大学院卒以上の学位 または、それに相当する専門資格を有している。  
(例：修士号、博士号、言語聴覚士、作業療法士、臨床心理士、臨床発達心理士等)  
\*MD も良いですが、職務上非常に困難だと思われます。  
\*保育士/SC/教師/PSW は該当しませんが、受講はできます。  
\*発達に関する詳細な知識、ASD に関する最新情報に通じていること。  
\*保護者の立場の方の受講は受け付けておりません。保護者向けには ESDM ペアレントコーチングというプログラムがありますが、まだ日本国内にペアレントコーチングの有資格者がいないため開始されていません。
- (3) 日常的に多職種チームで療育支援に当たっている。  
(例：特別支援教師/心理士/言語聴覚士/作業療法士/行動分析士らと日常的に共に連携して療育に当たっている)
- (4) 認定プロセスにおいて候補者は、ESDM アドバンス受講後に、5 回以上の課題提出が要求され、その提出方法はメールです。課題提出の中身は文書とビデオです。そのため、インターネットを使い、ビデオ録画の器材を準備していること。メールアドレス等は職場のものはセキュリティ等で使いにくい場合は、個人メールアドレスを使ってください。  
※ESDM アドバンスコース受講後、一定の間隔で、5 回の課題提出（英訳して提出）と子供を指導しているビデオ提出（英語字幕を付けて提出）が課されます。職場の状況として、受講後、子供一人につき週 1 回以上のセラピーセッションを継続的に実施でき、英語での課題提出が求められます。
- (5) 日常的に、自分が主として個別教育支援計画を立案作成し、子どもの進歩についての記録を取る立場にある人。
- (6) 上記に示された条件にあてはまらない方でも、アドバンストレーニングの受講は、ご相談いただければ受け付けることがあります。  
(例：研究職にある人。上司として内容を知るため。資格は取れないが学びたい等)
- (7) 英語スキルがある程度あること。
- (8) 学位レベルは考慮されます。4 年制大卒でも、専門資格の有資格者であれば、アドバンスを受講でき認定資格を目指すこともできます。
- (9) 職場の協力・理解があること。（\*学生は受講できません。）
- (10) 同じ職場から 2 名以上のグループ申し込みの場合、優先採用されます。
- (11) 受講者は、日本国内における ESDM ネットワークに登録し、協力し合って研鑽を積み上げることが求められます。そこに積極的に参加していくこと。

\*2016 年 9 月現在。この要件は、変更になる事があります。